

近畿ブロックにおける福祉・住宅行政の連携 〈新たな住宅セーフティネット制度に係る連絡調整会議〉

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律の公布(平成29年4月26日公布)を受け、近畿管内において賃貸住宅供給促進計画作成を検討している府県・政令市間において情報共有を行うとともに、近畿管内の居住支援協議会の活動状況等についても共有を行うこと等により、同法の円滑な施行に資することを目的とする。

※近畿地方整備局と近畿厚生局が連携して開催

○開催概要

- 主催 : 近畿地方整備局 建政部 住宅整備課
共催 : 近畿厚生局 健康福祉部 地域包括ケア推進課
参加 : 福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、京都市、大阪市、堺市、神戸市
の住宅部局・福祉部局 等
頻度 : 平成29年9月1日に第1回を開催
参加者の意向等を踏まえ、今後適宜開催

○主な内容

- ・住宅SN法に係る概要説明(本省住宅局)
- ・賃貸住宅供給促進計画の方針案等の共有(各府県・政令市)
- ・地域包括ケアシステムについての紹介(近畿厚生局)
- ・京都市、神戸市の居住支援協議会の活動状況共有
- ・天理市における社会福祉法人(やすらぎ会)の取組紹介
- ・岡山県の居住支援協議会の活動状況の共有
(おかやま入居支援センター、岡山県宅地建物取引業協会)



第1回連絡調整会議の様子
(府県・政令市の住宅部局・福祉部局が参加)